

続柄別にみた兼業農家

並木正吉

昭和三十一年度「農村動態調査—B—」(農林省統計調査部)⁽¹⁾は、農家の就業状況を続柄別に示している最初の包括的な資料とみられる。そこでその発表を機会に、兼業問題をめぐる若干の統計的観察を試みることにしたい。得られた結論をあらかじめ要約すれば、兼業の続柄別考察は現在の兼業問題の所在を示す意味で有意義であること、しかし、とくに続柄を問題とすべき必要は漸次少なくなりつつあること(換言すれば、いへの崩壊が進んでいること)、低額所得農家の再生産される過程が変化してきていることである。とくに最後の点をここで強調したのは、全国的最低賃金制が農家にとって無縁のものでなくなってきたということを指摘したいからに外ならない。

《ノート》 続柄別にみた兼業農家

註(1) この調査は昭和三二年二月一日現在で実施された。対象は全国から選定した三九七集落一万六千戸につき悉皆調査したもの。水田地帯への偏り、従って兼業内容にみられる偏りはあるが、続柄別考察には大きな障害とならないと考える。

一 続柄別にみた兼業従事者

第1表に示されるように、兼業従事者(この定義は農林省臨時農業基本調査のそれと同じ)総数のうち世帯主(経営主)は約四〇%を占め、長男は二二%、二三男は一九%をしめている。残りの二〇%を娘と妻(世帯主と長男・二三男——但し二三男の妻は皆無とみてよい)のそれ)がしめる。このように世帯主(経営主)が約四〇%をしめている点は、見方によっては少なすぎ、或いは多すぎるとみられよう。筆者がここで述べたいことは、もしアメリカの如く、兼業農家を経営主単位で規定するならば、わが国の場合、兼業農家はどのくらいにその割合を減少するであろうかということだ。本誌前号における渡辺氏の検討で明らかのように、兼業従事者総数は、ほぼ全農家戸数にひとしいから、世帯主(経営主)単位の兼業農家は約四〇%ということになる。それだけでなく、アメリカの場合のように、兼業従事者の程度を高めるならば、世帯主兼業農家はおそらく約

三〇%に近い割合に低下するにちがいない。かつて加用氏は、わが国の兼業農家戸数は統計的規定において過度の拡張がなされておられ、それを適当なものに修正するならば、兼業農家戸数は余程減少するであらうと指摘された。(1)

もっとも、世帯主兼業農家が約三〇%となるであらうという推定は、その限りにおいては一つの計算にすぎない。そのような世帯主あるいは経営主単位の兼業規定が、わが国の場合正しいかどうか自ら別の問題である。だが、それにしても、このように経営主単位の兼業規定を採用するだけで、兼業農家が約半

第1表 続柄別兼業従事者比率(耕地面積別)
一内地一 昭和32年2月1日

	計	世帯主 ¹⁾	長男	二三男	妻	娘
計	100.0	39.7	21.3	19.2	6.5	13.5
～5反	100.0	50.3	17.3	11.9	8.4	12.1
5～10反	100.0	35.1	24.6	20.6	5.9	13.9
10反+	100.0	25.1	22.8	32.3	3.6	16.0

資料：農林省統計調査部「農村動態調査結果報告」(昭和31年度)

注：1) 世帯主には経営主と分離せる場合その経営主をふくむ。二三男には弟その他、娘には世帯主の妹をふくむ。

減するという事実、従来の兼業規定が大きな問題をもつことを示すものであらう。

このことは、耕地面積別に、兼業従事者の続柄別割合をみることによって、ますます明らかとなる。すなわち、五反未満の農家においては、兼業従事者のうち世帯主が五〇%をしめているが、一町以上の農家については半減して二五%をしめているにすぎない。逆に二三男や娘は五反未満の農家において二四%、一町以上では四八%をしめ、長男をふくめるならば七一%をしめる。耕地面積一町以上の農家は、周知のように全農家の約二七%(内地計)であって、昭和三〇年臨時農業基本調査の「商品生産農家」⁽²⁾が大部分である。現行の兼業規定はこの農家を世帯主(経営主)以外の家族員のみが他の職業に従事しただけで兼業農家と規定する。別の資料によると、第2表に示されるように「商品生産農家」の兼業従事者のうち経営主は一四%にすぎず、二三男と娘とで六九%をしめている。しかもこれら二三男と娘の七〇%以上がサラリーマン・恒常的賃労働者であり、殆んど農業に従事していない(主幹労働力となっているものは二一三%)。

さらに、最近における農村の「家」をめぐる分解傾向が考慮されねばならない。なぜなら世帯員をもって兼業の単位とした昭和一三年および一六年以降の兼業規定は、戦前においてはそ

第2表 商品生産農家の兼業内容
一埼玉・神奈川両県(昭和30年2月1日)一

	続柄別 割合	主 業 力 合 計	農 働 割 割 合	兼業の種類		
				雇 用 ・ 賃 者 ¹⁾	自 営 的 ¹⁾	臨 時的 ¹⁾
計	100	—	—	—	—	—
経営主	14	(58)	(24)	(17)	(59)	
長男	15	(26)	(63)	(22)	(15)	
妻	2	(35)	(41)	(53)	(6)	
二三男	51	(3)	(72)	(23)	(5)	
二娘	18	(2)	(76)	(19)	(6)	

資料：農林省統計調査部「兼業分類及び産業分類検討のための資料」(昭和33年10月)，神奈川県平塚周辺2,918戸，埼玉県岩槻市周辺2,249戸の再集計(臨農調査票より)。

註：(1) 商品生産農家2,257戸のうち兼業農家821戸について。

(2) 1)の兼業区分は第2節をみよ。

れなりの理由をもってしたが——私見によれば加用氏によって過度の拡張解釈と批判された一六年の近藤改正(出稼ぎ者を世帯員にふくめることにした)も、理由のないことではない——戦後は「家」の弛緩・分解傾向によってその理由を失ないつつあるからである。

註(1) 加用信文「農家兼業の概念」(『農業総合研究』九巻三号)。

(2) 販売額一〇万円以上の農家。

ノット 続柄別にみた兼業農家

二 続柄別にみた兼業種類

次に、兼業の対象となっている職業を続柄別にみてみよう。表が複雑になるのを避けるため、男子のみに限定することにす(妻は経営主の、娘は二三男の傾向にはば一致している)。また、兼業の種類を大別して、雇用的、自営的、臨時的の三者としよう。雇用的のなかには、サラリーマンと恒常的賃労働者がふくまれる。サラリーマンとは事務・技術職員、教員、公務員などで、恒常的賃労働者の約七割はいわゆる第二次産業の従業員五人以上の事業所に雇われている。自営的というなかには、小企業を自営するものほか、職人、内職および林業・漁業の自営者がふくまれる(このうち内職は殆んど娘のそれでこの表では考える必要はない)。²⁾ いわゆる「家業」と考えてもよいであらう。臨時的というのは季節日傭・人夫を主な内容としている。

第3表によれば、世帯主兼業の種類は、雇用的兼業三八%、自営的兼業三五%、臨時的二五%となっている。長男はそれぞれ五七%、³⁾二〇%、二三%、二三男は七〇%、一五%、一五%となっている。これを耕地面積別にみると雇用的兼業は世帯主・長男・二三男のいずれも最大であるが、自営的と臨時的兼業は必ずしも一定していない。もっともこの点は地域的にも異

なる性質のものであって、東北地方では、雇用的兼業が常に最大であるとは限らない。しかし雇用的兼業の比重は、常に世帯主へ長男へ二男の順序で大きくなっており、この点は一つの法則性を示すものとみられる。

この傾向についてより詳しく検討してみたい。二三男の兼業のうち雇用的兼業が多いのは、もともと二三男は家業（自営業の大部分はこれに該当する）を継承するわけでもなく、また農業のかたわら臨時的兼業（日傭人夫）を兼ねることも少ないから、当然雇用的兼業が多くなる。

換言すれば、二三男に本質的な離村的流出が、ある条件のもとで通動的兼業形態をとっているにすぎないのである。

これに対し、長男の場合は、家業としての農業に対する関係は、本質的に世帯主と同一であるから、両者の兼業内容に大差

第3表 耕地面積別続柄別兼業の種類

一内地計一 (32. 2. 1)

		5 反 未 満			5 ~ 10 反		
		1) 世帯主	長男	二三男	1) 世帯主	長男	二三男
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用的 小	マ	17.3	20.8	14.2	13.8	21.4	15.4
	リ	26.0	41.5	54.5	16.7	35.2	51.0
	サ	43.3	62.3	68.7	30.5	56.6	66.4
自営的 小	マ	11.8	9.4	8.5	8.7	5.6	6.1
	リ	12.7	7.7	5.4	14.0	6.8	7.7
	サ	7.1	4.5	3.8	15.9	7.3	2.2
計		31.6	21.6	17.7	38.6	19.7	16.0
臨時 小	マ	0.4	0.3	—	0.6	1.1	0.4
	リ	21.3	15.8	13.7	28.4	22.8	16.9
	サ	21.7	16.1	13.7	29.0	23.9	17.3
		10 反 以 上			計		
		3) 世帯主	長男	二三男	4) 世帯主	長男	二三男
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用的 小	マ	19.6	25.2	19.8	16.5	22.0	16.5
	リ	12.5	24.2	54.8	21.4	34.9	53.1
	サ	32.1	49.4	74.6	37.9	58.9	69.6
自営的 小	マ	10.3	4.8	3.9	10.6	6.8	6.0
	リ	18.0	6.4	5.3	13.9	7.0	6.3
	サ	14.0	8.7	1.5	10.8	6.6	2.4
計		42.3	19.9	10.7	35.3	20.4	14.7
臨時 小	マ	0.2	2.1	1.3	0.4	1.0	0.6
	リ	25.2	28.6	13.4	24.0	21.6	14.8
	サ	25.4	30.7	14.7	24.4	22.6	15.4

注：1) 不明3.3%をふくむ。 2) 不明1.7%をふくむ。 3) 不明0.4%をふくむ。 4) 不明2.4%をふくむ。

ないのがふつうである。もしあっても、それは家族循環 (Family Cycle) との関係において説明されうる性質のものだ。だから、長男の雇用的兼業が世帯主のそれより多く、自営的兼業が少ない点も、同一の人格が長男の時期には雇用者となって

おり、世帯主の時期には自営業にもどる性質のものという解釈もありうるのである。

だが、より具体的にみるとこの考え方は、同じ自営業でも例えば工場賃労働者と農業という関係においては理解しうるが、工場労働者と大工・左官などの職人という関係においては理解し難い。大工を父にもつあと、つぎがもし工場労働者となったとすれば、そのあと、つぎは世帯主となっても大工を職とすることは困難であるからである。この点は第3表の自営業（職人、林・漁業を除く）についても妥当するであろう。いな、家業が林業・漁業である場合も農業である場合についても、長男が雇用労働者を一定の年令でやめてそれらの家業にもどるとはいいきれなくなっている。そしてそこにこそ戦後の新しい展開があるのである。この理解が正しいとすれば、この表に示される長男・世帯主兼業の内容の差は、家族循環との関係とともに、いなそれ以上に、新しい世代と旧い世代との職業選択の差異を示すものと解しうるであろう。

臨時的兼業は前述したように、大部分、農業のかたわら副業的になされるものであって職業選択とはその性質を異にする。したがってこれは、兼業総数の中での比重が問題なのではなく、日傭、人夫には世帯主と長男のどちらがより多く出るかということが問題となるであろう。一町以上農家については長男の方

がより多く出ており、五反未満農家では世帯主がより多く出て⁽⁵⁾いる。これは前者の場合、長男も世帯主も農業のかたわら出る点が同じで、その条件のもとにおいては若年労働力がより多く日稼ぎに出るためであろう。これに対し五反未満農家については、長男は耕地面積のせまざの故に、農業労働力としては必要でなく、他の職業につく場合、通年的なものをえらぶことが多いからである。その意味において長男は二三男的性格に近くなっているのである。

次に長男と二三男の兼業種類を比較してみよう。前述のように、長男の兼業では、自営業や臨時的仕事の割合が、二三男よりも高くなっている。これはそのあと、つぎとしての地位から当然であろう。ではこれらを除き、雇用的兼業のみについて、長男と二三男の間に何か差異がみとめられるであろうか。雇用的兼業は、その性質からいって職業（家業と対比された意味において）であるから、一応いへとは無関係に、長男、二三男の差別なくえらばれるはずである。したがって、その内容に、長男、二三男で差の生じることはありえないと考えられよう。だが、第4表に示されるように、長男はより好ましい職業に、二三男はより劣悪な職業についている。何故か。

すなわち雇用的兼業をいわゆるサラリーマン（事務職員・教員・公務員など）と恒常的賃労働者（工場賃労働者）とわけて

第4表 雇用的兼業のうち
サラリーマンの割合
(内地)
—耕地面積別—(32.2.1)

	長男(a)	二三男(b)	(b)/(a) × 100
計	38.8	23.8	61.6
～5反	32.2	20.7	64.4
5～10反	37.8	23.0	60.9
10反+	51.0	26.6	52.2

資料：前出「動態調査報告」
80～81頁。

注：雇用的兼業者でサラリーマン兼業者を割って算出したもの。

みると、耕地面積の如何にかかわらず、長男のサラリーマン率が二三男より著しく高い。平均して長男の三九%、二三男の二四%といった具合である。

これは、長男は家業（農業などの）をつぐことが出来る地位にあるから、それとの比較の上で他の職業をえらぶことが出来るのに対し、二三男はそれが出来ないといううちがいによるものであろう。賃金水準はサラリーマンの方が高いとみてよいため、長男の労働力供給価格は二三男のそれより高いといえるわけである。耕地面積別にみると規模が大きいほどこの格差は大となっている。この格差は次

第5表 雇用的兼業のうち
サラリーマンの割合
(内地)
—農区別—(32.2.1)

	長男		(b)/(a) × 100
	(a)	(b)	
計	39	24	62
東北	43	22	50
関東	38	29	72
南関東	16	28	175
北陸	30	14	47
東海	45	37	82
近畿	32	25	78
山陰	44	29	66
山陽	55	32	58
四国	41	21	52
北九州	39	18	46
南九州	38	21	54
北海道	48	18	38
北	35	37	105

資料：前出。

注：南関東は東京，神奈川，
南九州は宮崎，鹿児島。

の地域差（第5表をみよ）と合わせ勘案すれば、零細農の長男と二三男とは、その地位に格別の意味がなくなってきたことを示すものとみられないであろうか。

第5表は第4表と同じ関係を農区別にみたものである。格差が平均以下に少ない地区は、南関東、東山、東海、北関東、近畿、北海道であり、逆に格差の大きいところは南九州、四国、北陸、東北、山陽、北九州、山陰であり、山陽を除いては、概して労働市場のひらけた農区、いへの崩れている農区の格差は小さい。この地域差はおそらく歴史的な方向を示すものとみてよいであろう。均分相続が様々の形をとりつつ——例えば高校への進学率は農家の平均で四〇%に達し、二三男が最高である

(6) こと、兼業分家が労働市場のひらけた農区で進んでいることなど——実現してきていることはこの推定を支持するものである。

註(1) 後掲第6表をみよ。

(2) 昭和三一年度「農村動態調査」により、「職人」(内地計)の欄を細分すると、下請・内職の項は娘が多く、

	職人を兼ねるもの		
	職人	下請・内職	行商
計	100	100	100
世帯主	54	40	63
長男	22	5	12
三男	22	2	9
妻	1	14	14
娘	0	39	2

	兼ねる職内・耕地・下請・内職を兼ねる別分布		
	下請・内職	耕地	兼ねる別
計	100	12	11
3反~5反	11	19	31
5反~7反	10	27	
7反~10反	10+		

その娘だけを耕地面積別みると五反以上に多い(筆者の再集計)。

(3) この兼業種類は全国統計にくらべ雇用的に比重がかりすぎている。しかし以下の考察には差支えないであろう。

(4) 拙稿「戦後における農業人口の補充問題」本誌二二巻一号をみよ。

(5) (6) 昭和三一年農村動態調査の結果表を参照。

三 零細農家の兼業種類

昭和三〇年臨時農業基本調査結果報告(第三巻)は耕地面積別兼業種類を掲載している。とくに恒常的賃労働者について、産業別と規模別(製造業のみ)兼業種類をのせている。それから作成したのが第6表である。これによれば、耕地面積が大となるほど第一次産業(農・林・水産業)に雇用されるものが少なくなり、第二次産業(工・鉄・土建業)のなかでは従事者四人未満のものが少なくなっている。第三次産業部門はV型を描きながら大きい経営ほど高くなる。これは第二次産業よりもより有利な部門としての第三次産業の増大とみなしうるのであろう。とすれば、以上を総合して、大きい農家ほど有利な職業を、小さい農家ほど不利な職業をえらんでいることにならう。

もっとも耕地面積の小さな農家(五反未満)のすべてが不利な職業をえらぶわけではない。また耕地の小さい点も、兼業化の原因としてでなく、有利な職業に就いた結果として考えるべき農家も少なくない。⁽²⁾⁽³⁾しかし、この両者を第6表で区別して考察することは出来ない。それは新しい集計を必要とする仕事である。だが、問題を低所得農家に限定するならば、注意すべき農家は、これら恒常的賃労働者を兼ねるものよりは、むしろそれ以外の臨時的・不安定就業を兼ねるものであろう。

第6表 耕地面積別にみた恒常的賃労働者兼業世帯員の兼業種類

一内地計一 (30. 2. 1)

	第1次産業部門	第2次産業部門(うち4人の割合)	第3次産業部門	計
〔第1種兼業農家〕	%			
計	11.8	72.3 (15.1)	16.1	100.0
～ 3 反	20.3	64.1 (17.3)	15.4	100.0
3 ～ 5	14.1	71.4 (14.8)	14.6	100.0
5 ～ 10	10.6	73.8 (14.7)	15.6	100.0
10 ～ 15	9.2	73.5 (14.8)	17.3	100.0
15 ～ 20	9.7	69.9 (16.9)	20.3	100.0
20 +	12.2	67.7 (16.8)	20.0	100.0
〔第2種兼業農家〕				
計	15.3	72.6 (12.0)	12.1	100.0
～ 3 反	18.0	69.7 (12.4)	12.1	100.0
3 ～ 5	11.5	76.4 (11.7)	12.2	100.0
5 ～ 10	10.6	77.2 (11.3)	12.1	100.0
10 +	13.8	72.7 (14.0)	13.6	100.0

資料：昭和80年臨時農業基本調査結果報告(第3巻)。

※ノード※ 続柄別にみた兼業農家

二一四

すなわち世帯主が臨時的就業(日傭・季節出稼ぎ)を兼ねる農家のうち第二種兼業農家の割合は、五反未満五六%、五～一〇反農家七%、一町以上農家二%となっており、五反未満農家の入夫・日傭兼業は他の農家とちがって入夫・日傭が主業となっているものが多い(もっとも、ここでのいう第二種兼業農家は世帯主以外の世帯員の兼業をふくめてのそれであるが、少なく

とも低所得多就業農家とみられることは許されるであろう――前出「動態調査」。

そこで、これら臨時的・不安定兼業農家の動向を検討することが、零細規模農家の兼業内容を明らかにするのに役立つであろう。それにはこれら臨時的就業を兼ねる農家の再生産過程、その循環を追跡することが必要である。幸いにして労働移動に関する最近の研究は、この点について極めて示唆的な事実を提供している。すなわち零細な企業に就職したもののほど離職率が高く、かつ高年令者についてとくにそうである、その点、大企業と著しく異っている。しかも、その離職・移動は賃銀の低い職場への下降的移動が多い。筆者がここでつけ加えたいことは、これら下降的移動の循環過程が雇用に始まり雇用に終ることが多く、戦後ますますその傾向を強めていることである。学卒新規労働力で家業(自営)を補充するものが激減し、かつ労働移動の結果自営ないし業主的職業を創設することが困難となっているからである。戦後の就業者増加が、雇業者を中心としている全国統計もそれを裏づけている。また、各種の社会保障が日程にのぼってきたこと、失業対策事業が飛躍的に重要となってきたこともそのあらわれである。

この労働移動についての傾向を基準として第3表および第6

第7表 雇
者の増大
(全国)

	就業者の うち の 割合	就業者の うち の 割合
1920年		31
30		32
40		42
50		39
55		46
(1955)	(39)	
(58)	(46)	

資料：国勢調査。
()は労働力
調査。

表をもう一度見直してみたい。対象を五反未満農家に限定する。すでにみたように、長男は、自営業(家業)に就くことが少なく、雇用人となることが多い。しかもその雇用の先は第6表に示されるように不利なものが多い。従って当然、下降的移動が多く、その終着駅としては、日傭的臨時的(しかし雇用人的)仕事が必要な比重をしめるであろう。とすれば、この第3表の長男・世帯主の兼業種類の差は、単に世帯における地位の差以上のもの、すなわち労働移動の始発駅と終着駅を示すものと読みとれるであろう。もっとも、第3表の解釈としては、前述のように単に世帯における地位の差ということが、おそらくは決定的であろう。だが、それにもかかわらず、ここにのべた如き傾向は将来、ますます重要なものとなるであろう。

労働移動がこのようなものである限り、最低賃金制(家内労働法を前提とすることはいうまでもないが)が農家にとってもはや無縁のものとはいえないであろう。何故なら、労働移動の最近の傾向は、最低賃金制の必要とその条件の形成を示してお

り、農家出身の新規労働力は、一旦は比較的有利な雇用人として出発しても、その後の労働移動において下降的径路をたどることが多いからである。それは離村的流出をするものにとっても、通勤的流出をするものにとっても同様にあてはまり、それだけに最低賃金制を必要としているからである。そしてそれ以外の方法で生活を保障すべき手段(例えば、戦前の家族制度、新しい商売の開始など)は、戦後減少しつつあるからである。

註(1) 第一種兼業農家では二町以上、第二種兼業農家では一町以上農家になると別の傾向を示す。おそらくこれは異質の農家が多くふくまれるからで、耕地面積は大きいが生産力の低い、したがって低所得農家が多いと思われる。兼業従事者をもても他の農家に比し多就業的である。

(2) 「動態調査」によれば、世帯主がサラリーマンを兼ねる農家の三八%、恒常的賃労働を兼ねる農家の六八%が五反未満に属するが、長男の場合はそれぞれ三四%と四二%であって、長男の場合がより大農家から出ている。この差も単に家族循環だけで説明さるべきことではなく、長男がサラリーマン・恒常的賃労働者となった農家は、たとえ大農家であっても、世代交替後、耕地を縮小する傾向をも示していると思われる。

(3) 同様の関係は三反ないし五反未満農家ほど低所得農家(年間農家所得二〇万円ないし二五万円未満)が多い

《ノート》 続柄別にみた兼業農家

という昭和三二年農家経済調査についてもあてはまる。なお低所得農家のあり方については検討するべき点が多いが、ここでは省略する。

(4) きしあたり経済企画庁経済研究所『景気変動と就業構造』三〇～三一頁、三七頁を参照。

(5) 国勢調査・労働力調査が昭和二五年以降、雇用者の著しい増大を記録したことに対し、その一部は税法上のためとした考え方があつた。しかしそれと同時に、内職者が業主として分類されていることも忘れられてはならず、むしろ実際は第7表以上であらう。